

# プレミアム付商品券購入引換券をお持ちの方へ 購入期限は2月28日(金)です

美郷町プレミアム付商品券の購入期限が近づいています。期日を過ぎると購入できませんので、購入引換券をお持ちの方でまだ購入されていない方は、下記の内容をご確認ください。

## 購入方法

購入引換券、購入代金、本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)を持参し、次の販売場所でご購入ください。

### ■町福祉保健課

販売日 ● 2月28日(金)までの平日

販売時間 ● 午前8時30分～午後5時15分

※毎週水曜日に限り、午後7時まで販売します。

### ■六郷出張所

販売日 ● 2月5日(水)、2月19日(水)

販売時間 ● 午前8時30分～午後7時

### ■仙南出張所

販売日 ● 2月12日(水)、2月26日(水)

販売時間 ● 午前8時30分～午後7時

## 商品券使用方法

美郷町内の店舗のうち、登録されている事業所で使用することができます。なお、商品券の使用期限は3月15日(日)です。

プレミアム付商品券事業の詳細については、広報美郷令和元年9月号15ページをご覧ください(広報美郷は町ホームページでも公開しています)。

申・問 ● 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

# 国民年金に関するお知らせ

## 住民票上の住所以外にお住まいの方へ

介護施設等への入所等で住民票上の住所以外に居住する場合、日本年金機構に居所登録(\*)を行うと、異なる住所で年金に関するお知らせを受け取ることができます。

例えば、住民票上の住所に誰も居住する方がいなくなってしまう場合などに、ご希望であれば、通知書等を実際のお住まい先で受け取ることができます。

居所登録をせず、住民票上の住所に住んでいないと、年金に関する大切なお知らせが手元に届かなくなるおそれがあり、場合によっては年金の支給が一時的に保留されることがあります。\*「居所登録」とは、日本年金機構に住民票上の住所以外に通知書等の送付を希望する旨を届け出ることを言います。

### ■居所登録の対象者(例)

- ・介護施設や医療機関に長期間入所・入院され、住民票上の住所と異なる場所に居住されている方で、居所登録を希望される方
  - ・ご親族の家等に一時的に居住される方で、居所登録を希望される方 など
- 届出先 ● お近くの年金事務所

問 ● 大曲年金事務所 お客様相談室 ☎0187(63)2296  
町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

## リニューアルした美郷町ホームページをご利用ください!

行政サイト



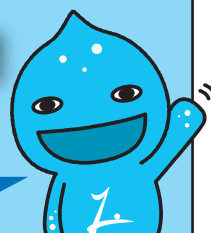
最初にこのページが表示されます



美郷町観光情報公式サイト



デザインが  
新しくなったよ!



<https://www.town.misato.akita.jp>

秋田県美郷町

検索

# 4月1日(水)から施設の使用料金等が変わります

町では長期的な財政運営を視野に、これまで以上の行政コストの縮減や住民負担の公平性を確保するため、財政健全化の取り組みを推進しています。このたび、その取り組みの一つとして公共施設の使用料金等を一部改定させていただくことになりました。

町施策の推進と住民サービスの維持・確保のために、皆さまのご理解をお願いします。なお、詳細については町ホームページを

ご覧いただくか、各所管課までお問い合わせください。

## ■施設料金の改定内容

- ・使用料金等は原則として1時間単位で設定します。
- ・使用料金等は50円単位で端数調整し、分かりやすい額とします。
- ・冷暖房使用料は減免せず負担いただくこととします。

料金改定施設一覧	施設名	所管課名	施設名	所管課名
	美郷町住民活動センター	企画財政課 ☎0187(84)4901	美郷町堆肥センター	農政課 ☎0187(84)4908
	大台野広場	商工観光交流課 ☎0187(84)4909	サン・スポーツランド千畑	生涯学習課 (美郷町総合体育館 リリオス内) ☎0187(84)4916
	雁の里山本公園		美郷町宿泊交流館ワクス	
	美郷町学友館	生涯学習課 (美郷町学友館内) ☎0187(84)4040	美郷町武道館	
	坂本東嶽邸		美郷町自転車競技場	
	美郷町歴史民俗資料館		美郷町総合体育館リリオス	
	美郷町公民館	生涯学習課 (美郷町公民館内) ☎0187(84)4915	美郷町北体育館	
	美郷町中央ふれあい館		美郷町中央体育館	
	美郷町北ふれあい館		美郷町南体育館	
美郷町南ふれあい館	美郷町野球場			

問●町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

# 令和2・3年度小規模修繕契約希望者を募集します

町が発注する小規模な修繕の受注契約を希望する方は、次のとおり登録申請をしてください。詳細は提出要項をご確認ください。

## ■小規模修繕契約希望者登録とは

町内に主たる事業所を置いている「町の入札参加資格(指名願)名簿への登録が困難な小規模事業者」に登録し、町が発注する小規模な修繕について積極的に活用することによって当該事業者の受注機会を確保するとともに、町内経済の活性化を図るものです。

## ■小規模な修繕とは

修繕の内容が軽易かつ履行が容易で、契約額が原則として50万円未満のもの

### 修繕の種類

- ①大工職 ②ガラス工事、アルミ建材 ③畳 ④建具、家具修理・再生 ⑤装飾業、敷物 ⑥塗装(建築) ⑦左官業 ⑧建築板金業 ⑨電気設備工事 ⑩給排水衛生設備工事 ⑪鋼構造工事 ⑫タイル工 ⑬造園管理 ⑭シャッター工事 ⑮自動車板金 ⑯その他修繕

## ■提出書類

法人の方		個人の方	
①	小規模修繕契約希望者登録申請書	①	小規模修繕契約希望者登録申請書
②	商業登記簿謄本(発行から3カ月以内)	②	住民票(発行から3カ月以内)
③	町税の納税証明書(直前1年分)	③	町税の納税証明書(令和元年度分)
④	希望する業種を履行するために必要な資格等の写し	④	希望する業種を履行するために必要な資格等の写し
⑤	町税等未納有無調査承諾書	⑤	町税等未納有無調査承諾書

※登録申請書用紙、提出要項は町総務課に備え付けているほか、町ホームページにも掲載しています。

問●町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

## ■登録できる事業者

町内に主たる事業所または住所を有する方  
※建設業の許可の有無、経営組織、作業員数等は問いません。

## ■登録できない事業者

- ・町内に主たる事業所または住所を有しない方
- ・希望する業種を履行するために必要な資格等を有しない方
- ・町内の入札参加資格(指名願)名簿に登録されている方
- ・町税を滞納している方 など

## ■受付期間

2月10日(月)～3月10日(火) 午前8時30分～午後5時15分  
※土・日曜日、祝日を除く。

## ■受付場所

美郷町役場1階 町総務課管財班

## ■登録の有効期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日

※今回登録された方の有効期間は2年となります。平成30・31年度の登録をしている方も、新たに登録申請が必要です。